



インターネットでの情報提供	
提供予定年月日	H19.3.30

平成19年3月29日		記者クラブ配布資料	
担当課	係(担当)	担当者氏名	電話(内線)
県土整備部技術検査課	建設技術担当	三輪・守谷	058-272-1111(2294)

平成18年度岐阜県の公共事業の事後評価結果について ～公共事業の効率的な執行と透明性の一層の向上を目指して～

岐阜県では、公共事業の効率的な執行とその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事後評価システムを導入しております。

このシステムは、完了した事業について、事業主体が、その効果、環境影響などの実績の確認を行い、必要な改善策を検討するとともに、評価結果を同種事業の計画や調査に反映するものです。なお、事業主体は、評価結果を決定するにあたっては、学識経験者や県民の代表で構成された第三者機関である「岐阜県事業評価監視委員会」の意見を聞き、その意見を尊重することになっています。

今年度は、平成19年3月5日に開催された第5回岐阜県事業評価監視委員会で、県が事業主体の6事業が審議され意見等を頂きました。

今回、委員会の意見等を踏まえ、対応方針を決定しました。

事後評価の結果

1 結果概要

審議した6事業は、事業効果等が確認出来たため、今後の事後評価の必要性はないと決定しました。

なお、決定した対応方針の詳細については、別紙「平成18年度公共事業の事後評価対応方針」をご覧ください。

2 事後評価を実施した箇所数

県事業 6箇所

農政部所管	1箇所
林政部所管	1箇所
県土整備部所管	3箇所
都市建築部所管	1箇所

事業別内訳

区分	国庫補助事業	県単独事業	合計
道路事業	1		1
河川事業	1		1
砂防事業	1		1
街路事業	1	1	1
農業農村整備事業		1	1
治山事業	1		1
合計	5	2	6

* 街路事業は、国庫補助事業と県単独事業の合併事業です。

3 事後評価の視点

住民の参加・協働による効果
事業効果
環境面への配慮
事業を巡る社会情勢等の変化
利用者・地域住民等への効果
今後の事後評価の必要性及び改善措置の必要性

4 審議箇所の選定

事後評価は、事業完了後（暫定供用後を含む）1年間を経過した時点で行いますが、河川事業等、事業効果が現れるまで期間を要する事業については5年経過後に評価することとなっています。

なお、本年度委員会で審議した6事業は、上記に事業をリストアップしたものの中から、本年度第1回委員会で選定したものです。

5 事後評価実施結果

岐阜県事業評価監視委員会から、審議した6事業の事後評価は適正に実施されていることを確認し、県の対応方針（案）を了承する旨の「意見書」が知事に平成19年3月23日に提出されました。

このため、知事は、この「意見書」の意見を最大限に尊重し対応方針を決定しました。

決定した対応方針については、別紙「平成18年度公共事業の事後評価対応方針」をご覧ください

委員会開催状況等：別添「平成18年度岐阜県事業評価監視委員会開催状況等について」のとおり

委員構成：別添「岐阜県事業評価監視委員会委員名簿」のとおり。

公表：委員会の会議は傍聴することが出来ます。

また、委員会開催前及び開催後に、記者クラブへ資料提供をしています。

平成18年度公共事業の事後評価対応方針

課名	事業名	位置	採択年度	完成年度	対応方針		
					今後の事後評価	当該事業の改善点	同種事業への改善点
道路建設課	道路改築事業	岐阜市吉野町～岐阜市加納桜道	H7	H16	必要なし	<ul style="list-style-type: none"> ・神田町10交差点の交通規制解除について ・国道に接続する道路の整備・安全対策 	事業の計画段階から地域住民の方々の意見表明の場を設け、計画に反映できるようにする。(PIの実施)
河川課	河川災害復旧等関連緊急事業	瑞浪市和合町	H11	H14	必要なし	<ul style="list-style-type: none"> ・生物調査等を実施し、瀬・淵の自己回復状況を見守っていく。 ・水際に近づける階段などの整備を行う一方で、危険箇所への立ち入り制限を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・瀬や淵の創出、水際の変化など多様な動植物の生息・生育環境に配慮した河川改修を行う。 ・維持管理及び利用形態等も含め、住民の意見を広く取り入れるために、計画段階から施工段階において、住民参加の場を多く設け、地域との協働作業を促進する。
砂防課	公共地すべり対策事業	高山市上宝町長倉	S52	H13	必要なし	<p>急斜面に暮らす地域住民にとって、対策事業が完了したことで不安が全て取り除かれた訳ではないことがアンケートより判明している。また、現在、活動は認められないが再活動の可能性は否定できないので、観測は継続して実施する。</p> <p>観測結果については懇談会を定期的を開催して報告すると共に、長倉地区の現状について意見交換の場を設けることにより、地域住民の理解を深めていく必要があることを確認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地すべり対策工は、その効果を実感出来ないものが多いため、事業の概要説明及び有効性とその効果について、地域住民に十分な説明を行う。 ・急傾斜対策事業との違いをあらかじめ明確にしておき、できる限り不安を取り除けるよう配慮する。 ・地すべり区域においては、地形改変が地すべりを誘発する恐れがあることから、地形の改変を行わない事を周知し、理解してもらう必要がある。 ・地すべりは最初の挙動は僅かであっても、それを見逃して放っておくと大きな被害が発生することになるので、住民の日頃からの監視が重要であることを周知する。
街路公園課	公共街路事業、緊急地方道路事業等	岐阜市大字長良福光	H7	H16	必要なし	<ul style="list-style-type: none"> ・渋滞対策として信号の連結調整を行っているが、今後も交通状況を見ながら必要に応じて調整を行う。 ・長良丘1交差点の西側の道路については、街路事業で、平成20年度完了を目標として、交差点改良(右折レーン設置及び歩道整備)を進めている。 	まち中においては、事業を実施することによる様々な影響が生じやすいことから、事前に影響を予測し、関係機関・地域住民との十分な協議・調整及び対策をしているが、事業後にも事前予測と状況と比較検証し、必要に応じて対策を検討・実施する。
農地整備課	県営ふるさと農道緊急整備事業	高山市	H6	H16	必要なし	特になし	<ul style="list-style-type: none"> ・新技術の導入・検討によるコストの縮減 ・維持管理のコストが軽減できる農道設計(法面植生工の種子配合など)
治山課	水源森林総合整備事業	本巣市根尾	H3	H12	必要なし	今後も森林の整備について、積極的に所有者への働きかけを行い、森林機能の維持回復に努めていかなければならない。	特になし